

診療所開設者失そう届出書の記載要領

事案	届出により開設した診療所の開設者（医師）が失そう宣告を受けた場合		
根拠法令	医療法第9条第2項		
提出期限	失そう宣告を受けた後10日以内（宣告日から起算）	様式	17
提出部数	1部		
手数料	なし		

様式の記入要領

「届出者」欄	<p>1. 本届の届出者は、次のとおりである。（戸籍法第87条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族 ・その他の同居者 ・家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 <p>※失そうの届出は、同居の親族以外の親族もすることができる。</p> <p>2. 届出者の住所地（住民票のある住所地）、氏名、続柄を記載する。</p> <p>3. 「印」は、認印でも可。</p>
1 開設者の住所・氏名	<p>1. 失そう宣告を受けた開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。</p>
2 診療所の名称	<p>開設届又は変更届されている名称を記載する。</p>
3 開設の場所	<p>1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。</p> <p>3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」</p>
4 失そう宣告年月日	<p>診療所の開設者（医師）が失そう宣告を受けた年月日を記載する。</p>